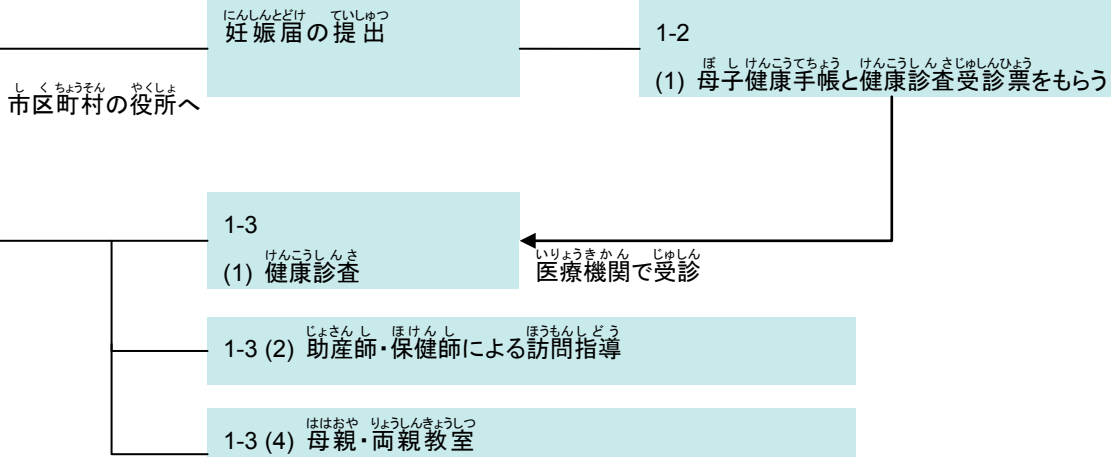


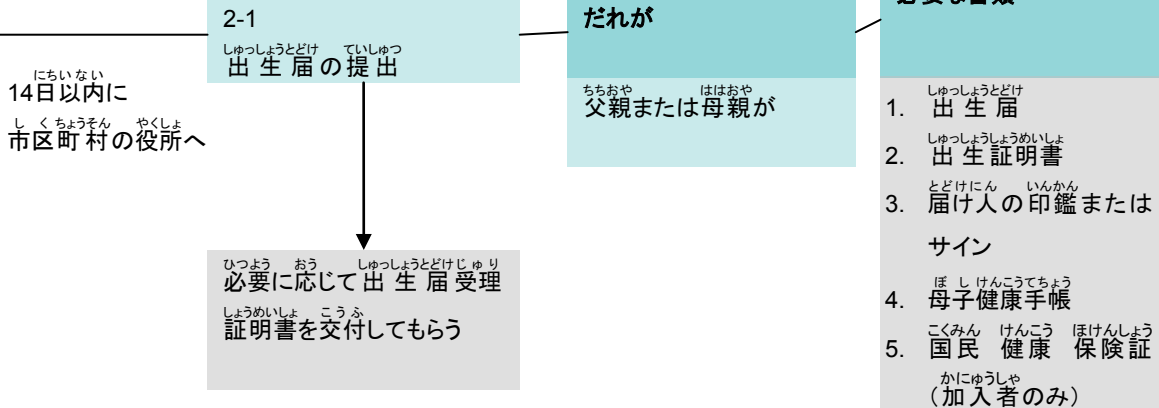


妊娠から出産まで

妊娠



出産



2-2 新生児の国籍取得

(1) 両親のどちらかが日本国籍の場合

(2) 父親、母親がともに外国籍の場合

在留資格を取得する

外国人登録をする





育児

子育ての各種手当が受けたいとき

3-2 出産育児一時金

健康保険、国民健康保険に入っている人

3-3 出産手当金(出産のために会社を休んだと)

健康保険に入っている人

3-4 児童手当

3-5 市区町村独自の助成制度

子どもの医療について

4-1 乳幼児健康診査

4-2 予防接種

4-3 乳幼児の医療費の負担特例

子どもを保育施設に入れる

5-1 認可保育所(園)

認可外保育所(園)

市区町村の役所へ

必要な書類

- 外国人登録証明書
- 源泉徴収・確定申告の控

えのコピー

- 面接時に母子健康手帳

子育て支援

5-2 学童保育

5-3 (1) 一時保育

5-3 (2) ファミリー・サポート・センター



出産・育児は、人生の一大イベントです。ここでは妊娠して実際に産み育てるまでの、必要な手続きや子育てを支えるサービスについてふれます。

1 妊娠

妊娠・出産するということは生まれてくる子どもに対して、大きな責任を持つということです。夫婦のためにも、生まれてくる赤ちゃんのためにも、できるだけ理想的な環境の中で妊娠・出産することが望めます。

妊娠がわかったら、すぐに市区町村の役所へ妊娠届を提出しましょう。

日本では妊娠すると「母子健康手帳」が発行され、妊娠・出産・育児に関する知識や技術などを教えてくれる教室も開かれています。

1-1 妊娠したとき

妊娠したときは、母親になる人が居住している市区町村の役所へ、妊娠届を提出します。提出先は、市区町村により異なりますので、詳しくは、各市区町村の役所へお問い合わせください。妊娠届を出すと、「母子健康手帳」がもらえます。



1 妊娠

1-2 母子健康手帳

(1) 母子健康手帳とは

お母さんやお子さんの健康診査結果や、お子さんの成長について記録したり、健康診査や予防接種など、
いろいろな保健サービスを案内するためにつくられたものです。

母子健康手帳は、第1ページ目には「出生届済証明」欄があります。その他の主な内容は次の通り
です。

● 母親の健康状態に関すること

- ・妊娠中の栄養のとり方
- ・妊娠中の健康診査記録
- ・出産の状態と産後の経過
- ・妊娠中と出産後の体重変化の記録
- ・母親（両親）学級の受講記録など

● 子どもの健康状態に関すること

- ・保護者の発育観察と乳幼児健康診査の記録
- ・乳幼児身体発育曲線
- ・幼児の身長体重曲線
- ・予防接種の記録
- ・今までにかかった病気の記録など

(2) 日本語以外の母子健康手帳

英語、中国語、ハンガール語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、インドネシア語、タガログ語など、日本語以外

多言語生活情報



しゅっさん いくじ
H 出産・育児

しゅっさん いくじ
▶ H 出産・育児 のトップへ

ぼ しけんこうてちょう ようい やくしょ にんしんとどけ ていしゆつ さい にほんか
の母子健康手帳を用意している役所もあります。妊娠届を提出する際におたずねください。また、日本家
ぞくけいかくきょうかい ゆうりょうはんばい
族計画協会でも有料販売しています。

と あつか だんたい 取り扱い団体	じゅうしょ 住所	でんわ ばんごう 電話番号・URL	げんご 言語
にほんか ぞくけいかくきょうかい 日本家族計画協会	とうきょうと しんじゅくく 東京都新宿区 いちがやたまち 市谷田町1-10	でんわ 電話:03-3269-4727 URL: http://www.jfpa.or.jp/	にほんご えいご ご 日本語、英語、ポルトガル語、タガロ ご ちゅうごくご かんこくご げんごへいき グ語、中国語、韓国語(6言語併記)

やくしょ ようい にほんご いがい ぼ しけんこうてちょう と あ さき
役所で用意している日本語以外の母子健康手帳についての問い合わせ先は

ざい ぼ し えいせいけんきゅうかい
(財)母子衛生研究会

とうきょうと ちよだくそとかなだ
東京都千代田区外神田2-18-7

でんわ
電話:03-4334-1160 URL: <http://www.mcfh.or.jp/>

(3) そのほか

にほんご えいご ちゅうごくご ご ご ご げんご にんしん いく
日本語、英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語の8言語で「妊娠から育
じ にほん あんしん しゅっさん はっこう さつ えん そりょうべつ べつ
児まで～日本で安心して出産するために」が発行されています。1冊1,575円(送料別)で、ビデオの別
うり えいご ばん くわ とくていひえいりかつどうほうじん こくさいいりょうじょうほう と あ
売(英語版のみDVD)もあります。詳しくは特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センターへお問い合
わせください。

といあわせさき 問合せ先	じゅうしょ 住所	でんわ ばんごう 電話番号・URL
とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 こくさいいりょうじょうほう AMDA国際医療情報センター とうきょう 東京	〒160-0021 とうきょうと しんじゅくく かぶ き ちゅうゆうびんきょく 東京都新宿区歌舞伎町郵便局 どめ 留	でんわ 電話:03-5285-8086 URL: http://amda-imic.com/
とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 こくさいいりょうじょうほう AMDA国際医療情報センター かんさい 関西	〒552-0021 おおさかふ おおさかし みなとく おおさかちゅうゆう 大阪府大阪市港区大阪築港郵 びんきょくどめ 便局留	でんわ 電話:06-4395-0555



1 妊娠

1-3 妊婦の健康診査・保健指導

(1) 妊婦の健康診査

妊娠中は、栄養と休息を十分にとり、定期的な健康診査も忘れずに受けましょう。

お住まいの地域により、数回分の健康診査を無料または割引で受診することができます。母子健康手帳をもつときに、一緒に健康診査の受診票がもらえます。

(2) 助産師・保健師による訪問指導

各市区町村では、助産師や保健師をご家庭に派遣して、妊娠中の過ごし方、出産の準備などについて、それぞれの状況に応じた方法で指導を行っています。詳しくはお住まいの市区町村の役所にお問い合わせください。

この訪問指導は無料で、本人からの申し出のほか、医師の紹介によっても行います。

(3) 助産施設

経済的な理由で実費での分娩が困難な場合、公費にて指定された助産施設に入所して出産することができます。出産までに届出が完了している必要があります。

(4) 母親・両親教室

各市区町村では、妊娠、出産や育児に関する日常の知識や技術を内容とした教室を開催しています。

参加できるのは妊娠した方とその家族です。参加は無料です。



しゅっしょうとどけ こくせき しゅとく
2 出生届と国籍の取得

子どもが産まれたら、医師や助産師に「出生証明書」を作ってもらいます。そして、父母が外国人であっても子どもが日本で生まれた場合は、戸籍法に基づく「出生届」が必要です。また、子どもが日本国籍を有しない場合は、外国人登録法に基づく「新規登録」(B 外国人登録1-2子どもが生まれたとき 参照)、出入国管理及び難民認定法に基づく「在留資格の取得」(A 在留資格2-8在留資格の取得 参照)などの申請が必要となります。

しゅっしょうとどけ
2-1 出生届

日本で子どもが産まれたら、戸籍法は属地的効力として日本国内の外国人にも適用されますので、国籍に関係なく生まれた日を含めて14日以内に市区町村の役所に出生届を提出します。それまでに子どもの名前を決め、必要な書類をそろえておきましょう。

必要な書類	提出先/問合せ先	いつまで	届け出る人
1 出生届(市区町村の役所、または病院に備えてあります)	生まれた場所、または届け出人が住んでいる市区町村の役所	出生した日を含めて14日以内	父親または母親
2 出生証明書(出産したときに出生届書に医師または助産師の証明を受けたもの)			
3 届け出人の印鑑(印鑑がない場合は本人のサインでもよい)			
4 母子健康手帳			
5 国民健康保険証(加入者のみ)			

なお、日本で子どもが産まれたら、本国にも届出してください。手続の方法などは、在日大使館または領事館に確認しましょう。

また、必要に応じて出生届受理証明書(出生届が受理されたことを証明する書類)を受け取ります。

多言語生活情報



しゅっさん いくじ
H 出産・育児

しゅっさん いくじ
▶ **H 出産・育児** のトップへ

Sample

<p>出生届</p> <p>平成 年 月 日届出</p> <p>長 殿</p>		<p>受理 平成 年 月 日 第 号</p> <p>送付 平成 年 月 日 第 号</p> <p>長印</p>
		<p>婚姻調査 戸籍記載 記載調査 調査票 前 票 住民票 通知</p>
(1) 子の氏名	<p>(よみかた) 氏 名</p> <p>父 母 と の 続 き 明</p> <p><input type="checkbox"/> 納 出 子 (<input type="checkbox"/> 男)</p> <p><input type="checkbox"/> 納 出 で な い 子 (<input type="checkbox"/> 女)</p>	<p>記入の注意</p> <p>鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。</p> <p>子が生まれた日からかぞえて14日以内に出してください。</p> <p>届書は、1通でさしつかえありません。</p> <p>子の名は、常用漢字、人名用漢字、かなかな、ひらがなで書いてください。</p> <p>(1)欄のよみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理に必要ですから書いてください。</p> <p><input type="checkbox"/>には、あてはまるものに記すようにしるしをつけてください。</p>
(2) 生まれたとき	<p>平成 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分</p>	
(3) 生まれたところ	<p>香 地 番 号</p>	
(4) 住 所	<p>(よみかた) 香 地 番 号</p> <p>(住民登録をするところ) (よみかた) 香 地 番 号</p> <p>世帯主の氏名 (フリガナ) 世帯主との続き明</p>	
(5) 父 母 の 氏 名	<p>父 母</p> <p>生 年 月 日 (子が生まれたときの年齢) 昭 和 年 月 日 (満 歳)</p>	
(6) 本 籍	<p>香 地 番 号</p>	
(7) 同居を始めたとき	<p><input type="checkbox"/> 昭和 年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)</p> <p><input type="checkbox"/> 平成</p>	
(8) 子が生まれたときの世帯のおもな仕事と母	<p><input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常勤勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常勤勤労者世帯及び会社団体の役員の仕事(日々または1年未満の契約の雇用者は5)</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯</p> <p>(国勢調査の年—平成 年—の4月1日から令和3年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)</p>	
(9) 父 母 の 職 業	<p>父の職業 母の職業</p>	
その他	<p>子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。</p>	
届 出 人	<p><input type="checkbox"/> 1. 父 母 <input type="checkbox"/> 2. 法定代理人 () <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 医師 <input type="checkbox"/> 5. 助産師 <input type="checkbox"/> 6. その他の立会者</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 公設所の長</p> <p>住所 (4) 欄に同じ 香 地 番 号</p> <p>本籍 (6) 欄に同じ 香 地 番 号 筆 頭 者 の 氏 名 (6) 欄 に 同 じ</p> <p>署名 印 昭 和 年 月 日 生</p>	<p>届出人は、原則として子の父または母です。届出人が署名押印したあと届書を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。</p>
事 件 簿 番 号	<p>連絡先 電話 ー ー</p> <p>長岡連絡が取れるところ</p> <p>自宅・勤務先・携帯</p>	<p>母子健康手帳と届出人の印をご持参ください。</p>

字は略さず丁寧に書いてください。



Sample

出生証明書

記入の注意

子の氏名			男女 の別	1男 2女
生まれたとき	平成	年	月	日
			午前	時
			午後	分
(10) 出生した ところ及び その種別	出生したと ころの種別	1 病院 4 自宅	2 診療所 5 その他	3 助産所
	出生した ところ	番地 番 号		
	(出生したところ の種別1-3) 施設の名称			
(11) 体重及び身長	体重	身長		
		グラム	センチメートル	
(12) 単胎・多胎の別	1 単胎	2 多胎 (子中第 子)		
(13) 母の氏名			妊娠 週数	満 週 日
(14) この母の出産 した子の数	出生子 (この出生子及び出生後 死亡した子を含む)			人 胎
	死産児 (妊娠満22週以後)			
(15) 1 医 師 2 助 産 師 3 そ の 他	上記のとおり証明する。			
	平成 年 月 日			
	(住所)	番地 番 号		
	(氏名)	印		

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。



しゅっしょうとどけ こくせき しゅとく
2 出生届と国籍の取得

しんせいじ こくせきしゅとく
2-2 新生児の国籍取得

こくせき こ しょうらい たいへんじゅうよう くに こくせき と かなら ひつよう てつぎ
国籍は子どもの将来にとって大変重要なことです。どの国の国籍を取るにしても必ず必要な手続をと
こ う まえ かくたいし かん し くちょうそん やくしょ こせきがかり ほうむきよく そうだん ひつ
りましょう。子どもが生まれる前に、各大使館や市区町村の役所の戸籍係、法務局などでよく相談し、必
よう しよるい かくにん
要な書類を確認しておきましょう。

りょうしん にほんこくせき ばあい
(1) 両親のどちらかが日本国籍の場合

ちちおや ははおや にほんじん ほうてき けっこん ばあい う こ にほんこくせき しゅとく
父親、母親どちらかが日本人で、法的に結婚している場合は、生まれてくる子どもは日本国籍を取得で
こ こくせき しゅっしょう どうじ さだ ほうてき けっこん ばあい ちちおや たいじ
きます。けれども、子の国籍は出生と同時に定まるので、法的に結婚していない場合は、父親による胎児
にんち かぎ こ にほんこくせき しゅとく いっぽう おや がいこくせき しゅとく りょうしん
認知がない限り、子どもの日本国籍は取得できません。もう一方の親の外国籍の取得については、両親と
がいこくせき ばあい おな てつぎ ひつよう くわ ざいにちたいし かん りょうじ かん かくにん
もに外国籍の場合と同じ手続が必要となります。詳しくは在日大使館または領事館に確認をしましよ
う。

ちちおや ははおや がいこくせき ばあい
(2) 父親・母親がともに外国籍の場合

ちちおや ははおや がいこくせき ばあい にほん しゅっさん にほんこくせき しゅとく りょうしん
父親と母親がともに外国籍の場合は日本で出産しても日本国籍を取得することはできません。両親
くに ほうりつ したが こくせき しゅとく かつこく と あつか ちが てつぎ ほうほう ひつようしよ
のそれぞれの国の法律に従って国籍を取得します。各国で取り扱いが違うので、手続の方法や必要書
るい ざいにちたいし かん りょうじ かん かくにん
類は、在日大使館または領事館に確認をしましょう。

おや こくせき 親の国籍	こ こくせき 子どもの国籍	てつぎほうほう 手続方法
りょうしん 両親のどちらかが にほんじん こんいん 日本人で婚姻	にほんこくせき 日本国籍	しゅっしょうとどけ きょじゅうち し くちょうそん やくしょ ていしゅつ 1 出生届を居住地の市区町村の役所に提出 いっぽう おや がいこくせき しゅとく ざいにちたいし かん りょうじ かん と 2 もう一方の親の外国籍の取得は在日大使館または領事館に問 あ い合わせ
りょうしん がいこく 両親ともに外国 せき 籍	がいこくせき 外国籍	りょうしん くに ざいにちたいし かん りょうじ かん と あ 両親それぞれの国の在日大使館または領事館に問い合わせ



しゅっしょうとどけ こくせき しゅとく 2 出生届と国籍の取得

にんち 2-3 認知について

にんち ほうてき けっこん ふぼ う こ ちちおや あいだ ほうりつてき おやこかんけい せいりつ
認知とは、法的に結婚していない父母から生まれた子どもと父親との間に、法律的な親子関係を成立
こせきほう もと にんち かた しくちょうそん やくしょ とどけで ひつよう くわ
させることです。戸籍法に基づき、認知をしようとする方は市区町村の役所への届出が必要です。詳しくは
し くちょうそん やくしょ と あ
市区町村の役所へお問い合わせください。



しゅっしょうとどけ こくせき しゅとく 2 出生届と国籍の取得

こくせきせんたく 2-4 国籍選択

こ にほんいがい こくせき しゅとく ばあい にほん しゅっしょうとどけ ていしゅつ こくせきりゅうほ とどけ
子どもが日本以外の国籍も取得する場合は、日本への出生届を提出するときに「国籍留保」の届
で ていしゅつ にほん ほうりつ にほんこくせき がいこくせき ふた こくせき も にじゅうこくせき みと
出を提出します。日本の法律では日本国籍と外国籍の二つの国籍を持つこと(二重国籍)は認められま
さい たつ いっぽう こくせき せんたく ひつよう
せんので、22歳に達するまでにどちらか一方の国籍を選択する必要があります。



3 出産費用と各種手当

せいじょう しゅっさん けんこうほけん たいしょうがい にんしんちゆう ていきてき けんこうしんさ ふく こうかく ひょう
正常な出産は健康保険の対象外なので、妊娠中の定期的な健康診査を含めるとかなり高額な費用
が掛かります。また、出産後は子どもが産まれた日から14日以内に必ず出生届を出さなければいけま
せん。出産にかかる費用と必要な手続を知っておきましょう。

3-1 健康保険と出産費用

にんしん しゅっさん びょうき ふつう しゅっさん けんこうほけん つか まえ ひょう
妊娠・出産は病気ではないので、普通の出産には健康保険は使えません。前もってそれぞれの費用を
じゅんび しゅっさんじ にゅういん にほん しゅうかん ひょう すく まんえん ひつよう
準備しておきましょう。出産時の入院は日本では1週間くらいで、費用は少なくとも50万円くらい必要です。
しかし、かにゅう ほけん まどぐち しんせい しゅっさんいくじいちじきん しきゅう ひょう ちよくせついりようきかん
加入している保険の窓口に申請することで、出産育児一時金が支給されます(費用は直接医療機関に
しはら
支払われます)。



しゅっさん ひょう かくしゅ て あて 3 出産費用と各種手当

しゅっさんいくじいちじきん 3-2 出産育児一時金

こくみんけんこうほけん けんこうほけん はい しゅっさん しゅっさんいくじいちじきん きんがく
国民健康保険や健康保険に入っていると、出産したときに「出産育児一時金」がもらえます。金額は、
へいせい ねん がつまつ げんそく まんえん こくみんけんこうほけん かにゆう ひと す しくちょうそん やくしょ
平成23年3月末までは原則42万円です。国民健康保険に加入している人はお住まいの市区町村の役所の
こくみんけんこうほけん たんとうがかり けんこうほけん ひと きんむさき かにゆう しゃかいほけんじむしょ と あ
国民健康保険の担当係、健康保険の人は勤務先か加入している社会保険事務所へお問い合わせくだ
さい。(F [医療4-2健康保険](#) 参照)



3 出産費用と各種手当

3-3 出産手当金(出産のため会社を休んだとき)

出産のため会社を休み、雇い主から報酬が支払われないときに、出産日(出産日が予定日後であるときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日までの間、出産手当金が受けられます。

受けられる額: 出産のため会社を休んだ期間の1日につき標準報酬日額の3分の2相当額

なお、出産手当金の額より少ない報酬を雇い主から受けている場合は、出産手当金と受けている報酬の差額が受けられます。



しゅっさん ひょう かくしゅ てあて 3 出産費用と各種手当

こ てあて 3-4 子ども手当

こ う がいこくじん がいこくじんとうろく こ てあて しきゅう かん ほうりつ もと
子どもが生まれると、外国人であっても、外国人登録をしていると、子ども手当の支給に関する法律に基づき
じどうてあて しきゅう た ふくし こ てあて さんしょう
児童手当が支給されます。([1 その他の福祉1-1子ども手当](#) 参照)



しゅっさん ひょう かくしゅ てあて
3 出産費用と各種手当

し く ちょうそん どくじ じよせいせいど
3-5 市区町村独自の助成制度

し く ちょうそん う こ たんじょういわいきん こうふ たんじょういわ ひん
市区町村によっては、生まれてきた子どもに「誕生祝金」を交付しているところや、「誕生祝い品」と
たんじょう きろく おく しょとく ひく かた たいしやう こ まん さい こな ぎゆうにゆう
「誕生の記録」を贈るところ、所得の低い方を対象に子どもが満1歳になるまで粉ミルクと牛乳のいずれ
しきゆう す ちいき せいど す しく
かを支給するところもあります。あなたが住んでいる地域にそのような制度があるかどうかは、お住まいの市区
ちょうそん やくしょ と あ
町村の役所へ問い合わせてみるとよいでしょう。

かくしゅ てあて
●各種手当

かくしゅ てあて 各種手当	ないよう 内容	じょうけん 条件	てつづき といあわせさき 手続／問合せ先
しゅっさんいくじいち 出産育児一時金	へいせい ねん がつまつ 平成23年3月末までは げんそく まんえん 原則42万円です。	こくみんけんこうほけん けんこうほけん 国民健康保険か健康保険 かにゆう に加入していること	こくみんけんこうほけん す し く ちょうそん やく 国民健康保険はお住まいの市区町村の役 しょ けんこうほけん きんむさき しゃかいほけんじむしょ 所、健康保険は勤務先か社会保険事務所
しゅっさん てあてきん 出産手当金	ひょうじゆんほうしゅうにちがく ぶん 標準報酬日額の3分 の2相当額 そうとうがく	けんこうほけん ひ ほけんしゃき 1 健康保険の被保険者期 かん けいぞく ねん いじょう 間 が継続して1年以上 たいしよく ぼあい たいしよくこ 2 退職した場合は退職後6カ げつ いない しゅっさん 月以内に出産	かいしゃ しゃかいほけんじむしょ 会社または社会保険事務所
た その他	たんじょういわ ひん たんじょういわ 誕生祝い品や誕生祝 きん い金ほか	—	し く ちょうそん こと きよじゆうち し く ちょうそん 市区町村により異なる。居住地の市区町村 やくしょ と あ の役所へ問い合わせ



4 医療

子どものすこやかな成長のために、乳幼児の健康診査や予防接種があります。市区町村の役所からのお知らせには必ず目を通すようにしましょう。

4-1 乳幼児健康診査(集団健診)

3~4カ月、8~10カ月、1歳6カ月、3歳などの乳幼児を対象に、発育・発達の診察、身長・体重の測定、育児相談などを行います。各市区町村により実施方法などが異なりますから、保健所や保健センターに確認して行いましょう。

4-2 予防接種

予防接種は、病気の感染を予防したり、発病を予防したり、症状を軽減したり、また、病気の蔓延を防いだりするための注射などのことです。感染症を予防するために予防接種法で定められたものです。予防接種法に基づく予防接種は、無料で受けることができます。病気にかからないように免疫をつけておく、とても大切なものです。

わからないことや心配なことがある場合は、かかりつけの医師や、市区町村の役所、保健所に相談してください。

4-3 乳幼児の医療費の負担の特例

健康保険に加入している場合、一般的には、医療費の3割が自己負担となりますが、義務教育就学前(6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)は負担が2割となります。また、乳幼児医療費助成制度をそれぞれ独自に実施している自治体もあります。



いくじ 4 育児

日本には、家庭内で子どもの保育ができない場合、保護者に代わって子どもを預かってくれる施設があります。また、一時的に子どもを預かってくれる制度や子育ての仲間づくりを応援する施設などもあります。

にんか ほいくしょ えん 5-1 認可保育所(園)

にんか ほいくしょ えん (1) 認可保育所(園)とは

保育所(園)は、家族の方が仕事や病気などの理由で、昼間、子どもの世話が困難な保護者に代わって0歳から小学校入学年齢前の乳幼児の保育をしてくれる施設です。公立の保育所(園)と民間の私立保育所(園)があり、民間の私立保育所(園)には市区町村の認可を受けた保育所(園)と認可外(認可を受けていない)の保育所(園)があります。

公立保育所(園)と認可された民間保育所(園)には希望者が多く、また、入園させるにはいくつかの条件があるため、申請した人がすべて入園できるわけではありません。保育料は家族の所得によって決まり、基本的には1日8時間(7時から18時まで)の保育をします。なお、延長保育といって、20時頃まで預かってくれるところもあります。

認可外保育所(園)の保育料は、所得にかかわらずその保育所(園)の規定の料金を払わなければなりません。

<p>こうりつ にんか ほいくしょ えん しんせい ひつよう 公立および認可保育所(園)申請に必要なもの</p>	<p>がいこくじんとうろくしょうめいしょ せたいぜんいんぶん うらおもて ・ 外国人登録証明書(世帯全員分、裏表のコピー)</p> <p>げんせんちようしゅう かくていしんこく ひか ・ 源泉徴収・確定申告の控えのコピー</p> <p>もうしこ ご めんせつ ほしけんこうてちよう じさん ・ 申込み後の面接には母子健康手帳を持参すること</p>
--	---



いくじ
5 育児

ほいくしょ えん にゆうしょ えん てつづき
(2) 保育所(園) 入所(園)までの手続

にんか ほいくしょ えん にゆうしょ えん しくちょうそん もう こ てつづき ひつよう
認可保育所(園)へ入所(園)するには、市区町村での申し込み手続が必要です。

にゆうしょ えん 入所(園) もう こ の申し込み	きぼう ほいくしょ えん しくちょうそん やくしょ まどぐち もう こ しくちょうそん ほいくしょ 希望する保育所(園)のある市区町村の役所の窓口で申し込みします。市区町村によっては保育所 えん いちらんひよう ようい ほいくしょ えん えら さい さんこう ふくすう きぼう (園)一覧表の用意があるので、保育所(園)を選ぶ際に参考にするといいでしょう。また複数の希望をだ しくちょうそん すことができる市区町村もあります。 ていしゅつしよるい しくちょうそん こと いっぱんてき もうしこみしよ かぞく こ じようきようちよう 提出書類は市区町村によって異なりますが、一般的には、申込書、家族および子どもの状況調 しょ げんせんちようしゆうひよう かぜいしよめいしよ かていほいく しよめい しよるい もう こ 書、源泉徴収票または課税証明書、家庭保育ができないことを証明する書類などです。申し込みは う つ がつにゆうしょ えん ばあい きじつ き しくちょうそん かく いつでも受け付けてますが、4月入所(園)の場合は、期日が決められている市区町村もあるので、確 にん 認してください。		
	ひつよう しよるい 必要な書類	ていしゅつさき といあわせさき 提出先/問合せ先	いつから、いつまで
	にゆうしょ えん もうしこみしよ 1 入所(園)申込書 かぞく こ じようきようちようしよ 2 家族、子どもの状況調書 ほいくこんなん しよめい しよるい りようしん 3 保育困難を証明する書類(両親 しゆうろく しよめいしよ の就労証明書など) げんせんちようしゆうひよう かていしんこくしよ ひか 4 源泉徴収票、確定申告書の控 かぜいしよめいしよ え、また は課税証明書 など	しくちょうそん やくしょ 市区町村の役所	ずいじ がつにゆうしょ えん ばあい き 随時。ただし、4月入所(園)の場合は、期 じつ き ばあい かなら かく 日が決まっている場合があるので必ず確 にん 認を
↓			
せんこう 選考	しくちょうそん たんとうか かてい ほいく じじょう こうりよ ほいく か ようけん たか ひどじん せんこう 市区町村の担当課で、家庭の保育できない事情を考慮して、保育に欠ける要件の高い人順に選考 もうしこみじゆん けつていん おう にゆうしょ えん かいぎ おこな ないていしや き をします(申込順ではありません)。欠員に応じて入所(園)会議が行われ、内定者を決めます。		
↓			
ないてい れんらく 内定の連絡	にゆうしょ えん ないてい れんらく ひ ばあい れんらく しくちょうそん 入所(園)内定の連絡がきます(否の場合、連絡をしない市区町村もあります)。		
↓			



<p>めんせつ にゆう 面接 & 入 しよ えん けつてい 所(園)決定</p>	<p>れんらくご にゆうしよ えん ほいくしよ えん めんせつ せつめいかい にゆうしよ えん じゆんびひん せつめい 連絡後、入所(園)保育所(園)で面接や説明会があり、入所(園)準備品などの説明もここでされま す。</p>
<p>↓ にゆうしよ えん 入所(園)</p>	

(3) 認可外保育所(園)

にんか がいほいくしよ えん ひろ ほいくしやすう くに きじゆん たつ しせつ うんえい せつび
認可外保育所(園)とは、広さや保育者数が国の基準に達していない施設で、その運営や設備などは、
しせつ そうとうちが やくしよ ほじよ う にんか ほいくしよ えん おな かんが
施設によって相当違ってきます。なかには役所の補助を受けて、認可保育所(園)と同じと考えられるところ
しやうきぼ ていねんれいじむ おお とくちやう
もあります。小規模で、低年齢児向けが多いのが特徴です。



5 育児

がくどうほいく

5-2 学童保育

ほうか ご じどうけんぜんいくせいじぎょう がくどう じどうふくしほう もと ほごしゃ ろうどう ひるま かにてい
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)とは、児童福祉法に基づき、保護者が労働などにより昼間家庭
しょうがっこう しゅうがく さいみまん じどう ほうか ごじどう たい じゅぎょう しゅうりょうご じどう
にいない小 学校に就学しているおおむね 10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童
かん がっこう よゆうきょうしつ りょう てきせつ あそ せいかつ ば あた けんぜん いくせい はか
館、学校の余裕教室などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの
です。

しくちょうそん しゃかいふくしほうじん じっししゆたい ぜんこく やくまん せん しょ
市区町村や社会福祉法人が実施主体となり、全国で約1万8千カ所があります。

ぐたいてき ちいき しくちょうそん やくしょ と あ
具体的には地域の市区町村の役所へ問い合わせしてみましょう。



5 育児

5-3 そのほか

(1) 一時保育

一時保育とは、週に1~3日間断続的に働いていたり、病気や出産による入院・介護などで一時的に家庭での保育が困難になったりしたとき、子どもを保育所(園)が預かってくれる制度です。利用料は市区町村によって異なります。

(2) ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助をしたい人がお互いに会員となって子育てを助け合う制度で、市区町村が設立運営しています。通院や看護、リフレッシュしたいときなどの一時預かりなどを引き受けてもらえます。1時間600円ほどの費用(市区町村によって異なります)がかかりますが、預かってほしいときに利用できるのが利点です。利用にあたっては事前に会員登録をするなどの手続きが必要です。詳しくは市区町村の役所へお問い合わせください。